

## 業務及び財産の状況に関する説明書類

第 50 期 令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日まで

令和 6 年 8 月 20 日作成

監査法人名 千葉第一監査法人

住 所 千葉市中央区栄町 42 番 11 号

代 表 者 田 中 昌 夫

### 一. 業務の概要

#### 1. 監査法人の目的及び沿革

##### (1)目的

- 1.財務書類の監査又は証明の業務
- 2.財務書類の調製、財務に関する調査もしくは立案又は財務に関する相談の業務

##### (2)沿革

千葉県下に係わりが深く、長年県下に会計事務所を設け地域経済の発展と共に歩んできた公認会計士が集まり、経済活動や経済拡大にともないこれまでの経験を生かし昭和 50 年 4 月 1 日に当監査法人を設立いたしました。

なお、設立以後当会計年度末日までの間の名称変更、合併、目的の変更、主たる事務所の移転、主要な関係会社の設立はありません。

#### 2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

当監査法人は無責任監査法人であります。

#### 3. 業務の内容

##### (1)業務概要

当会計年度末においては、前会計年度末に比し、金商法・会社法監査が 1 社減少しました。当会計年度の監査証明業務(公認会計士法第 2 条第 1 項業務)及び非監査証明業務(公認会計士法第 2 条第 2 項業務)の業務収入は 242,118 千円(監査証明業務 224,127 千円、非監査証明業務 17,990 千円)であります。

##### (2)新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

令和6年6月30日現在

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	4社	3社
② 金商法監査	-	-
③ 会社法監査	7	1
④ 学校法人監査	14	-
⑤ 労働組合監査	3	-
⑥ その他の法定監査	9	-
⑦ その他の任意監査	8	-
計	45社	4社

(4) 非監査証明業務の状況

その他の会社等5社に対するアドバイザリー業務等を実施しました。

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

当監査法人は、安定・堅実路線を経営方針とし、法令遵守体制（インサイダー取引防止規程や特定個人情報等取扱規程など）、ガバナンス体制（社員会を中心とした合議制による運営など）、監査業務の品質管理体制（監査の品質管理規程や審査規程、各種監査ツール、品質管理会議の開催、品質管理のシステムの監視の実施など）を整備及び運用し、監査の基準に基づき組織的かつ効率的に監査を実施することとしています。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

当監査法人は、監査業務の品質を合理的に確保するため、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、品質管理責任者が品質管理のシステムについて責任を持って整備及び運用を行い、社員及び職員をメンバーとした品質管理会議を開催し、諸規程や監査ツールの検討等を実施し、監査の品質管理に関する情報の共有化などを図っています。

① 職業倫理及び独立性

当監査法人は、当監査法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、日本公認会計士協会倫理規則に基づき、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めています。

また、職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、毎年、定期的に及びその他必要となる時点において、独立性確認書により監査法人及び専門要員に対し利害関係の有無を調査し、その後、状況の変更の有無についてフォローアップ調査を実施しています。

② 監査契約の新規の締結及び更新

当監査法人は、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を定めており、時間及び人的資源などの業務を実施するだけの適性及び能力、職業倫理に関する規定の遵守、関与先の誠実性ほか監査契約の新規の締結及び更新の判断に重要な影響を及ぼす事項等を勘案し、適切な監査業務が実施できるかを判断しております。

監査契約の新規の締結については、事前に監査対象会社のリスク評価や前任監査人からの引継手続の検討を行い社員会の承認を得ています。

監査契約の更新については、前年度の監査意見審査時にリスク評価を行い契約の更新を決定し、契約の更新に問題がある場合は社員会で契約更新の可否の決定を行っています。

③ 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任

当監査法人は、監査業務の品質を確保するために必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた専門要員を確保するため、専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任等の人事に関する方針及び手続を定めています。

当監査法人は、監査に関する必要な知識があり、かつ当監査法人の定める事項を遵守し、監査業務を積極的に行う意欲がある者を採用しています。

専門要員の能力開発については、日本公認会計士協会が主催する研修等への参加を積極的に推奨するほか、当監査法人においても年間2回の研修を実施して必要単位数を取得するように適宜、指導監督しています。

専門要員の評価については、専門要員が能力を高め維持すること及び職業倫理(独立性を含む。)を遵守すること等を含め人事評価を行い、報酬及び昇進等を決定しています。

個々の監査業務における専門要員は、能力、適性、経験、不正に関する教育・訓練などを考慮して選任しています。

④ 業務の実施

当監査法人は、監査業務の品質を合理的に確保するため、日本公認会計士協会か

ら公表されている監査基準報告書、実務指針等に準拠し、実務ガイダンス等を参照して、監査上のツールを改訂して、専門要員が適時に利用できるようにしています。

個々の監査業務については、監査責任者の指示・指導及び監督のもと監査計画に基づき組織的監査を実施しています。

監査業務において、判断に困難が伴う重要な事項等について、審査担当者及び品質管理責任者に事前に相談し、必要あるときは、監査法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に問い合わせ、入手した見解を検討することとしています。

当監査法人は、審査に関する方針及び手続、審査担当者の適格性・客観性、審査の内容、実施時期及び範囲、不正リスク対応基準への対応、審査の記録及び保存について定め、実施しております。

当監査法人は、監査チーム内、監査責任者と監査業務に係わる審査担当者との間に監査上の判断の相違が生じた場合、社員会で検討し、監査法人としての意見を統一することとしています。

#### ⑤ 品質管理システムの監視及び実施に関する措置

当監査法人は、監査事務所の品質管理の方針及び手続の遵守に関する評価を行うため、品質管理のシステムの監視に関する方針及び手続を定め、日常的監視及び監査業務の定期的な検証を実施しています。

日常的監視は、品質管理責任者により実施され、社員会に結果を報告しています。

監査業務の定期的な検証は、監査チームのメンバー及び審査員以外の者を選定し、監査業務の定期的検証チェックリスト(不正リスク対応状況を含む。)に基づき、循環的に実施し、社員会に結果を報告しております。

#### (3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当監査法人には、特定社員はおりません。また、監査業務の執行に際し、担当外の者が不当な影響を及ぼすことのないよう、適切な品質管理のシステムの整備及び運用を行っております。

#### (4) 直近において公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による協会の調査(品質管理レビュー)を受けた年月

品質管理レビュー(通常レビュー) 令和 6 年 2 月

#### (5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認

当監査法人の統括代表社員は、社員会及び品質管理会議に出席し、品質管理の方針の策定及びその実施に関する措置の報告を受け、それらが適正であることを確認しております。

5. 他の公認会計士(大会社等の財務書類についての監査証明業務を行ったものに限る。)又は監査法人としての業務上の提携に関する事項  
該当事項はありません。
6. 外国監査事務所等(外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じて報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者)との業務上の提携に関する事項  
該当事項はありません。

## 二. 社員の概況

### 1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
7人	—	7人

### 2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

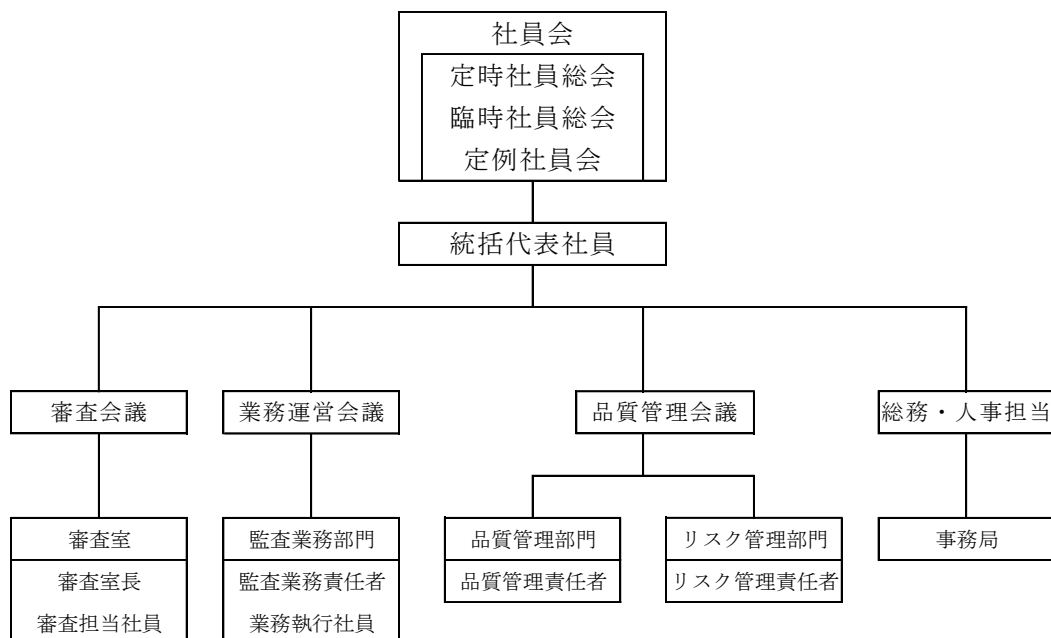
合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員総会	当監査法人の最高意思決定機関	7人	—	7人
定例社員会	業務の執行の適正を確保する為の協議決定機関	7人	—	7人
品質管理会議	品質管理の方針及び手続の策定・改廃等の協議機関	7人	—	7人

## 三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			会計士である使用人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主) 本部	千葉市中央区栄町42番11号	7人	—	7人	21人
(従) —	—	—	—	—	—

#### 四. 監査法人の組織の概要

(令和6年6月30日現在)



#### 五. 財産の概況

##### 1. 売上高の総額

(単位:千円)

	第49期 (令和4年7月1日～ 令和5年6月30日)	第50期 (令和5年7月1日～ 令和6年6月30日)
売上高		
監査証明業務	219,877	224,127
非監査証明業務	11,090	17,990
合計	230,968	242,118

(注)上記の売上高は、消費税等を抜いて表示しています。

#### 六. 被監査会社等(大会社等に限る)の名称

- ・石井食品株式会社 ・株式会社シー・エス・ランバー
- ・株式会社フューチャーリンクネットワーク ・東葉高速鉄道株式会社

以上